

新たな北海道総合開発計画 中間整理（素案）

1			
2			
3	目 次		
4	第 1 章	計画策定の意義	4
5	第 1 節	北海道開発の経緯	4
6	(1)	北海道開発の歴史	4
7	(2)	第 7 期北海道総合開発計画の経緯	4
8		(第 7 期計画策定の背景)	4
9		(第 7 期計画期間中の情勢、進捗状況)	4
10	第 2 節	我が国を取り巻く時代の潮流	6
11	(1)	本格的な人口減少時代の到来	6
12		(人口減少・高齢化の見通し)	6
13		(課題)	6
14	(2)	グローバル化の更なる進展と国際環境の変化	6
15		(グローバル化の更なる進展)	6
16		(国際環境の変化)	7
17	(3)	大規模災害等の切迫	7
18	第 3 節	新たな北海道総合開発計画の意義	8
19		(他計画との整合性確保の必要性)	8
20		(北海道開発の意義)	8
21		(問題意識)	8
22		(今後 10 年間の位置付け)	8
23		(新たな北海道総合開発計画の位置付け)	9
24	第 2 章	計画の目標	10
25		(今後の北海道開発の在り方)	10
26		(計画の目標)	10
27	(1)	人が輝く地域社会	10
28	(2)	世界に目を向けた産業	11
29	(3)	強靱で持続可能な国土	11
30	第 3 章	計画推進の基本方針	12
31	第 1 節	計画の期間	12
32	第 2 節	施策の基本的な考え方	12
33	(1)	主要施策	12
34	(2)	北海道型地域構造の保持・形成	12
35		(北海道の地域特性)	12
36		(対応の方向性)	12
37	(3)	北海道の価値創造力の強化	13
38		(「人」への着目)	13
39		(地域の価値創造力)	13
40		(「場所」の重要性の高まり)	14

1	(対応の方向性)	14
2	第3節 計画の推進方策	15
3	(1) 産学官民金連携による重層的なプラットフォームの形成	15
4	(2) イノベーションの先導的・積極的導入～「北海道イニシアティブ」の推進	15
5	(3) 戦略的な社会資本整備	15
6	(4) 計画のマネジメント	16
7	第4章 主要施策の具体的方向性	17
8	第1節 人が輝く地域社会の形成	17
9	(1) 北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進	17
10	(地方部の生産空間)	17
11	(地方部の市街地)	17
12	(基礎圏域中心都市)	18
13	(札幌都市圏)	18
14	(国境周辺地域の振興)	19
15	(2) 北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進	19
16	(人々を引きつける多様な場の創出)	19
17	(道内外・海外との連携強化)	20
18	(地域づくり人材の発掘・育成)	21
19	(3) 北方領土隣接地域の振興	22
20	(4) アイヌ文化の振興等	22
21	第2節 世界に目を向けた産業の振興	23
22	(1) 農林水産業・食関連産業の振興	23
23	① イノベーションによる農林水産業の振興	23
24	(イノベーションによる農業の振興)	23
25	(イノベーションによる林業・木材産業の振興)	24
26	(イノベーションによる水産業の振興)	24
27	② 「食」の高付加価値化と総合拠点づくり	24
28	(「食」の高付加価値化)	24
29	(「食」の総合拠点づくり)	25
30	③ 「食」の海外展開	25
31	④ 地域資源を活用した農山漁村の活性化	26
32	(農山漁村の活性化)	26
33	(豊富な地域資源の活用)	27
34	(2) 世界水準の観光地の形成	27
35	(世界に通用する魅力ある観光地域づくり、観光旅行消費の一層の拡大)	27
36	(外国人旅行者の受入環境整備)	28
37	(インバウンド新時代に向けた戦略的取組)	28
38	(MICEの誘致・開催促進と外国人ビジネス客等の積極的な取り込み)	29
39	(3) 地域の強みを活かした産業の育成	30
40	(域内投資の促進)	30

1	(既存集積の活用)	30
2	(北の優位性の活用)	30
3	(地域性・文化性を活かしたブランド力の向上)	31
4	(地域ニーズへの対応)	31
5	(産業を支える人流・物流ネットワークの整備)	31
6	第 3 節 強靱で持続可能な国土の形成	33
7	(1) 恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成	33
8	① 環境と経済・社会の持続可能性の確保	33
9	(自然共生社会の形成)	33
10	(循環型社会の形成)	33
11	(低炭素社会の形成)	34
12	② 環境負荷の少ないエネルギー需給構造の実現	34
13	(再生可能エネルギーの更なる導入に向けた取組)	35
14	(暖房用熱源や自動車燃料等北海道の地域特性を踏まえた取組)	35
15	(2) 強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成	35
16	① 激甚化・多様化する災害への対応	35
17	(「人命を守る」ための体制づくり)	35
18	(冬期災害への対応)	36
19	(地震・津波災害、火山噴火等の大規模自然災害への対応)	36
20	(気候変動等による災害リスクへの対応)	37
21	② 我が国全体の国土強靱化への貢献	37
22	(国家的規模の災害時におけるバックアップ拠点機能の確保)	37
23	(非常時における食料の安定供給の確保)	38
24	③ 安全・安心な社会基盤の利活用	38
25	(インフラ老朽化対策)	38
26	(交通安全対策の推進)	38
27	(人材育成)	39
28		
29		

1 第 1 章 計画策定の意義

3 第 1 節 北海道開発の経緯

4 (1) 北海道開発の歴史

- 5 ○ 我が国は、北海道の豊富な資源や広大な国土を利用し、国全体の安定と発展に
6 寄与するため、1869（明治 2）年の開拓使設置以降、特別な開発政策の下、計
7 画的に北海道開発を推進。
- 8 ○ 北海道開発法（昭和 25 年法律第 126 号）の制定後は、これまで 7 期にわたり北
9 海道総合開発計画を策定。
- 10 ○ 我が国経済の復興や食料の増産、人口や産業の適正配置など、その時々
11 の国の課題の解決に寄与することを目的に、積極的な開発を推進。
- 12 ○ 150 年弱の北海道開発の結果、1869 年に約 5 万 8 千人だった人口は、500 万人
13 超に達し、道内総生産は約 20 兆円弱となるなど、今日の北海道は、フィンラン
14 ド、アイルランドなど欧州の一国にも相当する規模の地域経済社会を形成。
- 15 ○ 食料の供給や観光・保養の主要な拠点として、また、人材の供給源や北の国境
16 地帯として、我が国全体の安定と発展に大きく寄与。

18 (2) 第 7 期北海道総合開発計画の経緯

19 (第 7 期計画策定の背景)

- 20 ○ 第 7 期北海道総合開発計画（平成 20 年 7 月 4 日閣議決定。以下「第 7 期計画」
21 という。）は、急速なグローバル化の進展や地球環境問題の深刻化、人口減少・
22 少子高齢化の進行等を背景に策定。
- 23 ○ 第 7 期計画策定当時の北海道は、製造業等の成長の遅れや 1997 年の金融機関破
24 綻等に端を発する経済低迷の長期化、全国よりも早く進行する少子高齢化等の
25 厳しい状況。
- 26 ○ このため、次の 3 つの戦略的目標を掲げて施策を総合的に推進。
 - 27 ・ アジアに輝く北の拠点～開かれた競争力ある北海道の実現
 - 28 ・ 森と水の豊かな北の大地～持続可能で美しい北海道の実現
 - 29 ・ 地域力ある北の広域分散型社会～多様で個性ある地域から成る北海道の実現

30 (第 7 期計画期間中の情勢、進捗状況)

- 31 ○ 経済面では、
 - 32 ・ 2000 年代のデフレやリーマンショック（2008 年 9 月）に端を発する世界的金
33 融危機等の影響により、名目道内総生産は、2001 年度の 20.3 兆円から 2012
34 年度の 18.1 兆円まで減少。（実質：19.6 兆円（2001 年度）→19.4 兆円（2012
35 年度））
 - 36 ・ 有効求人倍率や完全失業率は、1997 年頃の水準に回復しつつある。
 - 37 ・ 民間部門及び一般政府を加えた道内純投資は近年マイナスとなっており、更
38 新投資相当分の新規投資が行われていないことによる将来的な設備規模の縮
39 小、生産能力の低下が懸念。
 - 40 ・ 域内での投資過小により、道外からの財貨・サービス購入や道外資産の購入

1 といった形で北海道から道外に資金が流出する状況が継続。

- 2 ○ 人口面では、人口減少・高齢化が進展しており、地域活力の低下が懸念。
- 3 • 総人口は、1997 年の 570 万人を頂点に、全国に先駆けて減少を続けており、
- 4 2014 年の 540 万人まで減少。
- 5 • この期間中、生産年齢人口は、393 万人から 326 万人まで減少。高齢人口は、
- 6 92 万人から 152 万人まで増加し、高齢化率は 16.1%から 28.1%まで上昇。
- 7 • 合計特殊出生率は、2005 年の 1.15 を底に、2013 年の 1.28 まで改善傾向が見
- 8 られるものの、長期にわたり全国平均（2013 年：1.43）を下回って推移。
- 9 ○ 第 1 の戦略的目標である「アジアに輝く北の拠点～開かれた競争力ある北海道
- 10 の実現」については、
- 11 • 第 7 期計画期間中、北海道からの食料品や自動車部品の輸出額が 2 倍以上に
- 12 増加するとともに、2013 年度には訪日外国人来道者数が初めて 100 万人を突
- 13 破するなど、アジアや世界を見据えた成長期待産業の萌芽が見られた。
- 14 • また、産学官が連携して育成してきた IT、バイオ産業は、着実に成長しつ
- 15 つある。
- 16 • しかし、これらの産業の成長は、地域経済の構造転換と長期低迷の打破には
- 17 至っておらず、自立的・安定的に成長し得る活力ある地域経済の確立に向け
- 18 て、中長期的な取組が必要。
- 19 ○ 第 2 の戦略的目標である「森と水の豊かな北の大地～持続可能で美しい北海道
- 20 の実現」については、
- 21 • 北海道らしい自然環境の保全・再生に向けた取組が進められるとともに、リ
- 22 サイクル率は全国平均以上に改善。
- 23 • 他方、一人当たり二酸化炭素排出量は全国平均よりも依然として高く、再生
- 24 可能エネルギーの利用拡大を始め、低炭素社会の形成に向けた取組の強化が
- 25 課題。
- 26 ○ 第 3 の戦略的目標である「地域力ある北の広域分散型社会～多様で個性ある地
- 27 域から成る北海道の実現」については、
- 28 • 北海道横断自動車道（夕張～占冠）の開通による道央圏と道東圏の連結等、
- 29 広域的な生活圏を形成するためのネットワークの強化が図られつつあるが、
- 30 いまだ主要都市間を結ぶ高規格幹線道路の未整備区間が存在するなどの課題。
- 31 • 道内各都市における都市基盤・生活関連基盤の整備や、農村振興等の取組は
- 32 進展しつつあるが、人口減少の進展や地域経済の低迷により、地域コミュニ
- 33 ティの維持に係る懸念は払拭されていない。
- 34 ○ 第 7 期計画に基づく施策の推進に当たっては、地方公共団体や地域住民、民間
- 35 団体等の多様な主体との連携・協働や、全国画一ではない北海道スタンダード
- 36 の導入等の取組も推進。
- 37 ○ 他方、我が国の経済社会づくりを先導する新たな北海道イニシアティブの発揮
- 38 については、個人や地域での注目すべき先導的取組が行われているものの、北
- 39 海道全体として見た場合、新たな時代の先駆者としてフロンティア精神を発揮
- 40 する機運が高まったとは言い難い。

第 2 節 我が国を取り巻く時代の潮流

(1) 本格的な人口減少時代の到来

(人口減少・高齢化の見通し)

- 我が国の総人口は、2008 年の約 1 億 2,800 万人をピークとして減少を始め、本格的な人口減少時代に突入。
 - 国立社会保障・人口問題研究所の中位推計では、今後人口減少が加速し、2040 年頃には毎年 100 万人程度減少、2050 年には総人口が約 9,700 万人まで減少。
 - 合計特殊出生率（2013 年：1.43）は、人口置換水準（2.07）を下回る状況が長く続いており、今後、出生率が回復したとしても、少なくとも数十年にわたり人口減少が不可避。
 - 総人口に占める高齢者の割合は、2013 年で 25%を超えており、2025 年には 30%、2050 年には 39%にまで上昇。

(課題)

- 労働力人口の減少や消費市場の縮小により、経済規模が縮小。女性・高齢者の就業率向上や生産性の向上等で補いきれない場合には、一人当たり国民所得も低下するおそれ。
- 特に地方では、人口減少による経済規模の縮小が、医療、福祉、介護、教育、商業等の都市機能・生活機能の低下、人々のつながりや地域文化・伝統の衰退等を招き、これらが更なる人口流出と縮小を招く「縮小スパイラル」に陥ることが懸念。
- 本格的な人口減少時代に適応した経済社会システムの構築と国土構造の再編、人口減少の緩和と人口構造の安定化に向けた少子化対策、東京一極集中の是正が必要。
- また、高齢化の進展による医療・福祉・介護需要の増加と特に東京圏における介護施設不足の深刻化、地域コミュニティの活力低下等の課題への対応、高齢者の知識と経験を活用した積極的参画を可能とする社会の実現が必要。
- なお、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）では、
 - 将来にわたって「活力ある日本社会」を維持するためには、人口減少に歯止めをかけなければならず、そのためには出生率が人口置換水準に回復することが必須の条件。
 - 若い世代の希望が実現すると出生率は 1.8 程度に向上し、更に政策等の効果により仮に 2030～2040 年頃に人口置換水準まで回復するならば、2060 年に総人口 1 億人程度を確保し、人口の安定化が図られると見込まれる。

(2) グローバル化の更なる進展と国際環境の変化

(グローバル化の更なる進展)

- ヒト、モノ、カネ、情報の国境を越えた移動は、ますます活発化。世界経済の一体化の進展により、直接国際取引に従事しているか否かにかかわらず、全ての国民・企業・市場がグローバル市場の影響を大きく受ける時代。

- 1 • 世界金融危機後も、E P A / F T A^aを通じた経済連携の動きは引き続き深化
- 2 し、T P P（環太平洋パートナーシップ）やR C E P（東アジア地域包括的
- 3 経済連携）、日中韓F T A、日E U・E P A等の経済連携交渉が継続中。
- 4 • 新興国、とりわけ中国、インド、A S E A N諸国等のアジア諸国の経済発展
- 5 により、世界のG D Pの3分の1を占める巨大な市場が創出。
- 6 • I C T（情報通信技術）の劇的な進化により、距離の制約を克服する可能性
- 7 が広がる一方、企業立地や人材獲得をめぐる国際的な競争は激化。
- 8 ○ 人口減少に伴い、中長期的に国内市場が縮小していくことが見込まれている我
- 9 が国にとっては、外国人観光客の取り込みを含め、国内外での「稼ぐ力」（付加
- 10 価値を生み出す力）の向上が必要。

11 （国際環境の変化）

- 12 ○ 近年、新興国の経済発展により、食料、エネルギー、鉱物資源等の需要が急増。
- 13 世界人口は2010年の69億人から2050年には96億人まで増加する見通し。こ
- 14 れに伴い、食料やエネルギーに対する需要も中長期的に増加。
- 15 ○ 食料やエネルギー等の資源の多くを海外との貿易に依存する我が国にとっては、
- 16 国内需要を将来にわたって安定的に満たすため、財・サービスの輸出など外で
- 17 「稼ぐ力」の向上を図るとともに、国内においても可能な限り供給拡大に努め
- 18 ることが必要。
- 19 ○ また、国際社会におけるパワーバランスの変化や多極化の進行、北極海航路に
- 20 よる輸送量拡大やパナマ運河拡張による船舶の大型化の進展など世界規模での
- 21 物流構造の変化等、国際環境の変化に戦略的に対応することが必要。

22

23 **（3）大規模災害等の切迫**

- 24 ○ 首都直下地震及び南海トラフ地震の発生が30年以内に70%と高い確率で予測
- 25 されており、我が国の人口、諸機能が集中する地域に甚大な被害をもたらす可
- 26 能性。世界有数の火山国である我が国では、火山噴火による災害も懸念。
- 27 ○ 近年、降雨の局地化・集中化・激甚化や異例の降雪が発生。今後、気候変動に
- 28 より、風水害、土砂災害等が頻発・激甚化することが懸念。
- 29 ○ ハード対策・ソフト対策の適切な組合せによる防災・減災対策を進め、強靱な
- 30 国土の形成を図ることが必要。
- 31 ○ また、高度成長期以降に集中的に整備された我が国の社会資本について老朽化
- 32 が急速に進むことが見込まれており、施設の長寿命化等の戦略的な維持管理・
- 33 更新を進めることが必要。
- 34 ○ さらに、気候変動による異常気象の頻発や水資源、農業生産等への多大な影響、
- 35 生物多様性の損失など、地球環境問題は深刻な課題。人類の生存基盤の維持を
- 36 図るため、持続可能な経済社会システムの構築が急務。

37

^a E P A（経済連携協定）／F T A（自由貿易協定）：物品関税の削減・撤廃、サービス貿易の自由化、投資環境の整備、ビジネス環境の向上に関する協議の場の設置等を規定し、幅広い経済関係の強化を目的とする二国間又は多国間の国際協定をいう。

第 3 節 新たな北海道総合開発計画の意義

(他計画との整合性確保の必要性)

- 近年、政府では、対流促進型国土の形成を基本構想とする新たな国土形成計画（全国計画）をはじめ、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び同総合戦略、国土強靱化基本計画、食料・農業・農村基本計画、社会資本整備重点計画、交通政策基本計画など、各種計画の策定や見直しが行われており、北海道開発においても、これらの計画との整合性を確保し、近時の情勢に即した施策を推進することが必要。

(北海道開発の意義)

- 北海道開発の基本的意義は、北海道の資源・特性を活かして、その時々々の国の課題の解決に貢献することにある。

(問題意識)

- 人口減少・高齢化の急速な進展は、我が国が直面する全国共通の課題であるが、とりわけ広域分散型社会を形成している北海道では、その影響が如実に表れる。
- 北海道では、全国よりも 10 年程度先行して人口減少が進展。
 - ・ 北海道の総人口は、2014 年の 540 万人から 2040 年には 419 万人まで減少し、人口減少のスピードは今後加速する見通し。
 - ・ 高齢化率は、2014 年の 28% から 2040 年には 41% まで上昇。
- 北海道は、広大な農地や豊富な水産・森林資源を強みとして、我が国の食料供給基地として貢献するとともに、国民共通の資産と言える豊かな自然環境、特徴ある景観等も提供。
- こうした北海道のいわば「強み」を提供する地域、そしてそれを支える人々は、主として北海道内の地方部に広域に分散。
- 今後、人口減少・高齢化の急速な進展等により、北海道内の地方部における定住環境の確保が困難となるならば、北海道の強みを提供し、我が国全体に貢献している「生産空間」^bの維持が困難となるおそれ。
- また、我が国の領域を保全する観点からは、北の国境地帯にあって、広大な国土と長い海岸線を有する北海道に一定程度の定住人口を確保することが不可欠。

(今後 10 年間の位置付け)

- 我が国全体では、これからの 10 年間を「日本の命運を決する 10 年」として、本格的な人口減少時代に適応した社会経済システムの構築を早急に進めようとしているところ。
 - ・ 課題先進地として全国よりも 10 年先んじて人口減少・高齢化が進展している北海道については、来たるべき 10 年間を「生産空間のサバイバル」「地域としての生き残り」を賭けた重要な期間と認識することが重要。
 - ・ この期間中に、活力ある北海道の創生を進めるとともに、我が国全体への貢献を長期にわたり確保するための社会経済構造の確立を目指すべき。
- 一方、これからの 10 年間は、地域の飛躍の契機となり得る期間でもある。

^b 「生産空間」：ここでは、主として農業・漁業に係る生産の場（特に市街地ではない領域）を指す。生産空間は、生産のみならず、観光その他の多面的・公益的機能を提供している。

- 1 • 2015 年度末に北海道新幹線新青森・新函館北斗間が開業し、高規格幹線道路
2 網が釧路市まで到達。国土の骨格を成す北海道内外との高速交通体系が新た
3 なネットワーク機能を発揮し始める段階に。
- 4 • 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や訪日外国人旅行
5 者数 2000 万人時代の到来など、我が国への国際的な注目が高まる中で、北海
6 道の魅力を世界にアピールする機会が増加。
- 7 • 巨大なグローバル市場の創出によって、国内の人口減少下であっても、海外
8 と直接つながって需要を求めることが可能に。
- 9 ○ これらの機会をとらえ、地域が一体となって戦略的に取組を進めることで、本
10 格的な人口減少時代にあっても活力を失うことなく人々が豊かな暮らしを送る
11 ことのできる地域社会を確立することは可能。
- 12 ○ また、北海道の資源・特性を世界の中で活用することで、人々の暮らしの糧と
13 なる稼ぎをもたらし、さらに、我が国の中でも特有の歴史・風土を持つ北海道
14 がその個性を最大限発揮することが、対流促進型国土の形成に貢献。
- 15 ○ こうした地域社会の先駆的形成を図ることこそ、第 7 期計画で期待された「北
16 海道イニシアティブ」の発揮であり、また、我が国の課題解決への貢献と地域
17 の持続的発展を目指す北海道開発本来の意義。

18 (新たな北海道総合開発計画の位置付け)

- 19 ○ 上記のような認識の下、国、地方公共団体、住民、NPO、企業等の各主体が、
20 2050 年の長期を見通しつつ、健全な危機感と未来への明確なビジョンを共有し、
21 連携して、来たるべき 10 年間に総合的な取組を進めることが重要。
- 22 ○ その上で、2050 年の長期に向けて、北海道新幹線新函館北斗・札幌間の開業(2030
23 年度予定)を始めとする高速交通ネットワーク整備の進展や ICT の活用その
24 他の技術革新の導入、食・観光関連産業の飛躍や、各地域の多様性と連携が生
25 み出す対流の創出等により、人口減少下にあっても、人々の夢や希望が花開く
26 大地を次世代に引き継ぐ。
- 27 ○ このため、今後おおむね 10 年間における北海道開発の展開の方向と施策の在り
28 方を示すものとして、新たな北海道総合開発計画を策定。

第 2 章 計画の目標

(今後の北海道開発の在り方)

- 北海道は、日本列島の最北端に位置。日本海、オホーツク海及び太平洋の三つの海に面し、長い海岸線を有する北の国境地帯。ロシア極東地域に隣接するとともに、北米及び東アジアの結節点に位置し、我が国の北方の要石であると同時に北のゲートウェイ。
- このような要衝を占める地理的特性に加え、北海道の広大な大地や豊かな自然環境は、明治以降の開拓の歴史において、人々の挑戦の舞台となるフロンティアを提供してきた。
- 北海道の地理的・歴史的・自然的特性にかんがみれば、北海道がフロンティア精神を持つ個々人の活躍の舞台としてのポテンシャルを有することは、将来にわたって不変。
- 本格的な人口減少時代にあっては、「人」こそが資源であり、今後の北海道開発においては、人々がその個性を最大限に発揮し、経済的・社会的課題に対する創造的な解決、いわば新たな「価値」の創造が活発に行われる地域社会を形成していくことが必要。
- とりわけ、グローバルな競争の激化が見通されるこれからの時代にあっては、北海道の豊かな自然環境や暮らし、文化等に根ざしつつ、世界に通用する水準の価値創造を目指し、北海道全体が世界のフロンティアとして先導する気概を持って、世界との競争と連携に挑戦していくことが、地域の発展と我が国全体への貢献を果たすための鍵。
- こうした観点から、「世界の北海道」をキャッチフレーズに、「世界水準の価値創造空間[○]」の形成を目指していくことを、2050 年の長期を見据えた新たな計画のビジョンとする。

(計画の目標)

- 今後 10 年間は、「世界水準の価値創造空間」の形成に向けて、人々の夢や希望が花開く大地を次世代に引き継ぐため、ハード・ソフト両面にわたる環境整備を集中的に進めるべき期間と位置付け。
- とりわけ重点的に対応されるべき課題である次の 3 点を、この計画の目標として設定。

(1) 人が輝く地域社会

- 「世界水準の価値創造空間」に向けて、人々がその個性を最大限に発揮できる地域社会を形成するためには、北海道の広大な生産空間から都市部に至るまで、人々が長期にわたり住み続けられる地域社会構造の確立と、地域社会に活力をもたらす様々な創発の源となる人々の多様性の確保、コミュニケーションの促進が前提条件。
- このため、「人が輝く地域社会」を第一の目標とする。

[○] 「世界水準の価値創造空間」：世界的なブランド力・価値創造力を持つ地域となることを指す。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

(2) 世界に目を向けた産業

- グローバル化の進展は、国内需要の減少が見込まれる北海道にとって、アジアを始め世界の成長を取り込み、発展していくための好機。
- 農林水産業・食関連産業、観光関連産業など、北海道に比較優位があり、域外から所得を稼得し地域の経済発展を牽引する移輸出型産業を成長の核とし、付加価値の向上等を通じた地域における安定的な所得及び雇用の確保のみならず、グローバルに飛躍する産業として育成していくことが重要。
- このため、「世界に目を向けた産業」を第二の目標とする。

(3) 強靱で持続可能な国土

- 大規模災害等に対する懸念や環境・エネルギー面での地球規模での制約が顕在化する中、人々の暮らしの安全・安心が確保された持続可能な地域経済社会を確立することは、「世界の北海道」として飛躍するための前提条件。
- 北海道の豊かな自然環境や豊富な再生可能エネルギー源、首都圏等との同時被災リスクの低さ等を活用して、強靱で持続可能な北海道を形成することは、ひいては我が国全体への大きな貢献。
- このため、「強靱で持続可能な国土」を第三の目標とする。

1 第3章 計画推進の基本方針

2 第1節 計画の期間

- 3 ○ 計画期間は、2016（平成 28）年度からおおむね 2025（平成 37）年度までとする。
4
5

6 第2節 施策の基本的な考え方

7 (1) 主要施策

- 8 ○ 第2章に掲げた3つの目標を達成するため、「人が輝く地域社会の形成」「世界
9 に目を向けた産業の振興」「強靱で持続可能な国土の形成」を3つの主要施策と
10 して推進する。
11
12 ○ 3つの主要施策の推進に当たっては、次の2項で説明する「北海道型地域構造
13 の保持・形成」及び「北海道の価値創造力の強化」を踏まえ、その具体化に努
14 める。
15

16 (2) 北海道型地域構造の保持・形成

17 (北海道の地域特性)

- 18 ○ 北海道は、1都道府県で近畿・中国・四国地方の合計面積に匹敵する広大な地
19 域であり、国内他地域とはスケールの異なる広域分散型社会を形成。
20 ○ 人口の3分の1以上が札幌市に集中する一方、第1次産業の生産の場である「生
21 産空間」は、主として地方部に存在し、人々が分散して生活する散居形態を成
22 している。
23 ○ 国土交通省による1kmメッシュ別の2050年人口推計によると、北海道内で2010
24 年に人が住んでいる21,279メッシュ(19,300km²)のうち47%(9,089km²)が
25 2050年には無人化のおそれ。
26 ○ 一方、人口の移動状況を詳細に見ると、地方部から札幌都市圏や首都圏等道外
27 へ一方的に人口が流出しているわけではなく、多くの流入・流出の結果として
28 人口が減少傾向にあるのが実態。逆に言えば、現に起こっている「対流」を活
29 発化させ、人々の地方部への還流を一層促進することを目指すことが重要。

30 (対応の方向性)

- 31 ○ 人々の生活を支えている医療、福祉、介護、教育、商業等の都市機能・生活機
32 能は、一定の利用可能人口を前提。本格的な人口減少時代にあっては、多くの
33 人々にとってこうしたサービスへのアクセスが困難となる可能性。
34 ○ 人々が長期にわたり住み続けられる地域社会を維持するためには、地域間で都
35 市機能・生活機能の重層的な機能分担を図るとともに、交通・情報・エネルギ
36 ーなどのネットワークによる連携を通じてこれらの機能へのアクセスを確保す
37 ることが必要。
38 ○ この際、人々の生活行動は、既存の行政界や各種圏域・枠組みを越えて行われ
39 ていることを勘案すると、様々な都市機能・生活機能ごとに、柔軟に広域的な
40 連携と役割分担を図っていくことが重要。

- 1 ○ 具体的には、次のような考え方にに基づき、人々の日常生活が営まれる「基礎圏
- 2 域」^dを形成し、人々の活発な対流を促進していく中で、人口の自然減・社会減
- 3 の抑制を目指す。
- 4 • 北海道内の地方部における主として農業・漁業に係る生産の場となる「生産
- 5 空間」、及び一定程度の人口集積が見られ日常生活の拠点的機能を有する「市
- 6 街地」について、人々が住み続けられる生活環境を維持・改善。
- 7 • 医療等でのより高次な都市機能・生活機能については、周辺の「基礎圏域中
- 8 心都市」で提供し、基礎圏域中心都市間及び基礎圏域中心都市と周辺地域の
- 9 ネットワークによりアクセスを確保。
- 10 • これらの各階層で「生産空間」を支えつつ、都市機能・生活機能を日常生活
- 11 に支障のない水準で提供するとともに、雇用を維持・創出することで、人口
- 12 流出を抑制する「ダム機能」及び人口の還流を図る「ポンプ機能」^eを強化。
- 13 ○ 札幌都市圏については、全道的な中枢管理機能や他の基礎圏域では提供できな
- 14 い高次都市機能を有する 200 万都市圏として、人口、文化等の集積を活かした
- 15 創造都市・国際都市としての発展を図り、北海道全体を牽引することが必要。
- 16

17 (3) 北海道の価値創造力の強化

18 (「人」への着目)

- 19 ○ 北海道開発政策では、これまで、人口収容のための広大な土地の開発、石炭等
- 20 のエネルギーや食料の生産、観光・保養の場の提供など、我が国の発展段階に
- 21 応じて、北海道の持つポテンシャルを引き出すための政策を推進。
- 22 ○ 北海道の人口は、昭和 25 年の 430 万人から現在に至るまで 100 万人以上増加し
- 23 たが、我が国の経済社会構造や国際環境の変化等の影響を受け、同じ期間中の
- 24 社会減は、100 万人以上に上り、結果的に首都圏等への国内最大の人材供給地と
- 25 して機能。
- 26 ○ 本格的な人口減少時代にあっては、人こそが資源。
- 27 • グローバルな知識経済化が進展する一方で、社会面、環境面等様々な課題へ
- 28 の対応が求められる状況下では、イノベーションを生み出す創造的な人材が
- 29 不可欠。
- 30 • また、北の国境地帯にあって、広大な国土と長い海岸線を有する北海道には、
- 31 一定程度の定住人口を確保することが不可欠。
- 32 ○ これからの北海道開発においては、地域のポテンシャルを発揮させる観点から、
- 33 従前以上に人的資源の開発に着目することが重要。

34 (地域の価値創造力)

- 35 ○ 地域の「価値創造力」、すなわち新たな「価値」を生み出す力には、例えば、

^d 「基礎圏域」の概念は、既存の行政界に基づく固定的な圏域を定めたり、都市機能・生活機能を維持すべき中心都市等を定めたりしようとするものではなく、各種都市機能・生活機能の重層的な役割分担を促進しようとするものであり、定住自立圏その他の圏域概念を排除又は否定するものでないことに留意。

^e 「ポンプ機能」：人口の多い道外都市・道内他地域から、より人口の少ない道内都市・地域への移住や就職を促す機能を指す。

- 1 • 新製品・新産業を生み出し、地域に稼ぎをもたらす力
- 2 • 社会が直面する課題に対し、新たな解決策を提案・実行する力
- 3 • 新たなライフスタイルを実践し、人々の生き方・暮らし方を変えていく力
- 4 などが含まれる。

- 5 ○ こうした「価値創造力」は、多様な人材が活発な交流・コミュニケーションを
- 6 経験することで醸成。また、創造性の高い人材は、多様性を受容する都市・地
- 7 域に集まる傾向。

8 (「場所」の重要性の高まり)

- 9 ○ グローバル化や価値観の多様化の進展、インターネットの発達により、「場所」
- 10 の重要性が増大し、その「場所」で何を体験・経験できるかという点での比較
- 11 優位が重要となりつつある。
- 12 ○ 創造的な人材を確保するための国際的競争は激化しており、「多様性」の需要と
- 13 コミュニケーションの拡大・深化によるイノベーションの促進がこれまで以上
- 14 に重要。
- 15 ○ 他方、豊かな自然環境やゆとりある暮らし等に対するニーズの高まり、社会貢
- 16 献や人々との絆を求める志向も見られる。
- 17 ○ こうした情勢は、北海道にとって好機と捉え、地域社会に活気をもたらす様々
- 18 な創発の源となる人々の多様性の確保・向上を図るべき。

19 (対応の方向性)

- 20 ○ 多様な人々が引きつけられ、暮らし、活躍しやすい環境を北海道内各地で整備
- 21 していくことにより、道内各地そして北海道全体が人々の対流を引きつける「磁
- 22 場」となることが重要。
- 23 ○ 出生率向上の取組によっても短・中期的な人口自然減は不可避な中で、活力あ
- 24 る地域社会を維持するためには、
- 25 • 地域内外の交流・協働を促進し、地域の課題解決・活性化に携わる「活動人
- 26 口」の増加で人口減をカバー。
- 27 • 地域づくりを担う人材の発掘・育成を推進し、地域が動き出すきっかけを醸
- 28 成。
- 29 ○ さらに、国内外の多様な人々との交流・連携を促進し、人々の集積の薄さをコ
- 30 ミュニケーションの密度でカバー、ICTで距離を克服することによって、北
- 31 海道の「価値創造力」を強化。
- 32 ○ こうした取組を促進するため、関係者が緩やかに連携・情報共有を行い、地域
- 33 づくり人材の広域的・横断的な支援・協働を図る体制（北海道価値創造パート
- 34 ナーシップ）を構築し各種取組を展開。

1 第3節 計画の推進方策

- 2 ○ 計画の推進に当たっては、まち・ひと・しごと創生及び国土強靱化の施策と連
3 携するとともに、地域の発展に向けた各種事業・施策等について国と地方公共
4 団体が必要な調整を行い、相乗的な効果を発揮させることを基本とし、次に掲
5 げる取組を通じて、計画の実効性を高める。

7 (1) 産学官民金連携による重層的なプラットフォームの形成

- 8 ○ 地域の価値創造力を高めるとともに、地域が直面する様々な課題の解決を促進
9 するためには、行政のみならず、地域経済界、金融機関、大学等の研究機関、
10 NPO、地域住民など、多様な主体が連携・協働し、取組を持続的に進めてい
11 くことが重要。
- 12 ○ 特に、多様な関心や専門分野を有する人々の主体的な参画を促進するためには、
13 テーマごとに取組を持続的にマネジメントする組織体となる「プラットフォーム」
14 を形成し、これを重層的に展開することによって、地域の課題解決や地域
15 発のイノベーションにつなげていくことが必要。
- 16 ○ このため、地域ビジネスを担う人材の育成や域外からの投資促進、地域資源を
17 活用した地域づくり、北海道らしい新たなライフスタイル・働き方の推進など、
18 様々なテーマに応じて、産学官民金連携によるプラットフォームの形成を推進。

20 (2) イノベーションの先導的・積極的導入～「北海道イニシアティブ」の推進

- 21 ○ 本格的な人口減少時代にあっては、技術の力で人口減をカバーし、生産性をよ
22 り向上させていくとともに、様々な地域の課題を旧弊にとらわれずイノベイテ
23 ィブに解決していくことが重要。
- 24 ○ 明治初頭の北海道では、欧米社会へのキャッチアップを目指す我が国のフロン
25 ティアとして、当時の最先端の知識、技術等を世界に求め、新たな取組に挑戦
26 する有為な人材を引き寄せてきた。
- 27 ○ こうした歴史を想起しつつ、新たな価値創造を促進するためには、第7期計画
28 で提唱された「北海道イニシアティブ」の更なる推進が重要。
- 29 ○ このため、北海道における社会資本整備について、新技術の率先導入を推進す
30 ることを始めとして、生産技術のみならず、働き方、住まい方、暮らし方など
31 経済社会全般にわたり多様なアイデアを取り入れるなどの、広義のイノベーシ
32 ョンを促進。
- 33 ○ また、北海道の優れた資源・特性を活かし、全国画一ではないローカルスタン
34 ダード導入による、北海道固有の課題に対する独自の取組（北海道スタンダー
35 ド）を一層推進。

37 (3) 戦略的な社会資本整備

- 38 ○ 我が国の厳しい財政事情の下、持続可能な社会資本整備を実現するためには、
39 限られた財政資源の中で、社会資本のストック蓄積・高度化の効果（ストック
40 効果）を最大限に発揮させるための戦略的なマネジメントが求められる。

- 1 ○ 具体的には、防災・減災、老朽化対策、メンテナンス、耐震化をメインストリ
2ームとして、「人命と財産を守る社会資本整備」に重点的に取り組むとともに、
3その上で、民間投資の誘発等の経済活動の活発化に寄与する社会資本の経済的
4なストック効果の最大化に重点的に取り組むことが必要。
- 5 ○ また、高度成長期以降に整備された社会資本の老朽化が今後加速することから、
6既存ストックの安全確保とメンテナンスに係るトータルコストの縮減・平準化
7を両立できるよう、戦略的なインフラメンテナンスを徹底するとともに、新技
8術を含む技術開発も活用し、「既存ストックを賢く使う」取組を充実強化するこ
9とも重要。
- 10 ○ さらに、本格的な人口減少時代の到来といった現下の潮流の下、持続可能で活
11力ある地域づくり等の我が国の課題解決に貢献するとともに、北海道における
12積雪寒冷の厳しい気象条件、土壌条件等を克服するため、北海道の特性を活か
13し、全国画一ではない積雪寒冷地に対応した技術開発・研究開発に中長期的な
14観点から取り組むことが重要。

16 (4) 計画のマネジメント

- 17 ○ 計画の推進に当たっては、「政策の企画立案→実施→評価→改善」というマネジ
18メントサイクルに沿って政策評価を積極的に進め、主要施策、期間等について
19弾力的運用又は必要に応じた見直しを図るとともに、計画策定からおおむね5
20年後に計画の総合的な点検を実施。
- 21
22

第 4 章 主要施策の具体的方向性

第 1 節 人が輝く地域社会の形成

(1) 北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進

(地方部の生産空間)

- 北海道地方部の生産空間は、第 1 次産業を基幹産業とする多くの集落が分布しており、人口減少・高齢化の進行による集落機能の低下、生活交通の確保、高齢者の生活支援等の課題が顕在化しつつある。
- 北海道の強みである第 1 次産業等を支える生産空間の維持・発展を図るため、生産性の向上はもとより、散居形態を成す生産空間における生活機能の維持や、広域分散型の地域構造を支える交通ネットワークの維持を図るとともに、暮らしたい・訪れたいと感じる地域の魅力向上を図ることが必要。

《施策の方向性》

- 散居形態を成す生産空間における生活機能の維持
 - 移動販売、買物代行等の交通弱者支援対策
 - 多面的機能支払制度等の着実な推進を通じた集落コミュニティの維持・連携
- 広域分散型の地域構造を支える交通ネットワークの維持
 - 通院需要等に対応する公共交通の維持・再編
 - 貨客混載など人口低密度地域における人流・物流システムの構築
 - 離島交通の安定的な維持・確保
- 暮らしたい・訪れたいと感じる地域の魅力の向上
 - 北海道の魅力を活かしたライフスタイルの提示
 - 観光資源その他の地域資源を活かした交流拡大
 - 地域住民と行政の連携・協働によるインフラの維持管理

(地方部の市街地)

- 北海道地方部の市街地では、一定程度の生活サービス機能享受が現に可能。定住環境の向上により、高齢者を始めとする人々の流出を抑制（ダム機能）するとともに、豊かな自然環境と相まって道内外からの移住者の受入先（ポンプ機能）となり得るポテンシャルが存在。
- 地域資源の活用等により、農林水産業・食関連産業や観光関連産業等の雇用創出を図るとともに、都市機能・生活機能の維持・確保を図るための各種取組を進めることが必要。

《施策の方向性》

- 「ダム機能」となる生活環境の整備、「ポンプ機能」となる雇用の創出
 - 北海道らしい「ふるさと定住」の促進
 - 農林水産業の 6 次産業化や食・観光関連産業など地域資源を活用した雇用の創出
- 地方部を支える都市機能・生活機能の維持・確保
 - 住民の暮らしを支える医療、福祉、介護、教育、商業等の都市機能・生活

機能の維持

- 都市機能・生活機能の集約・連携による地域の拠点づくり
- 地域分散型エネルギーシステムの構築
- 地域の課題解決に携わるソーシャル・ビジネスの起業支援
- 都市機能・生活機能の提供を支える交通・情報基盤の整備
 - 都市と農山漁村の人流・物流・情報流を支える幹線交通・情報ネットワークの整備
 - 地域の実情に応じた多様な公共交通の展開

(基礎圏域中心都市)

- 人々の地方部への定住を維持・促進するためには、救急医療、出産等の医療サービス機能を担う拠点が一定距離圏内の周辺地域に存在し、地方部の市街地や生産空間における暮らしを支えることが不可欠。
- こうした拠点機能を果たす基礎圏域中心都市は、医療サービス水準確保のため、一定の都市圏規模を維持・確保することが必要。
- このため、多様な人材を呼び込むための雇用の場や、高次な教育・文化機能、商業機能等の都市機能・生活機能の維持・集積を図るとともに、基礎圏域中心都市間及び基礎圏域中心都市と周辺市街地とのアクセスの向上を図ることが必要。

《施策の方向性》

- 様々なライフステージに応じた生活環境の提供
 - 子育てに適したまちづくりの推進
 - 仕事と子育てを両立できる環境づくり、ワークライフバランスの実現
 - 高齢者、障がい者等が安心して暮らせるまちづくり
- 基礎圏域を支える都市機能の維持・強化
 - 医療、福祉、介護、教育、商業等の都市機能の集積・高度化
 - 人々が集まるにぎわい空間の創出・交流機能の充実
 - 無電柱化や都市緑化による魅力的な街並み、景観の形成
- 圏域内外の広域的な交流を支える交通基盤の整備
 - 都市間の時間距離を縮める高規格幹線道路等の整備
 - 北海道新幹線とそれに関わる二次交通網の形成促進

(札幌都市圏)

- 札幌市には、北海道の人口の3分の1が集中。札幌市の人口は、2015年をピークに減少に転じると予測されているが、全道の人口に占める割合は増加し続け、2040年には約4割に達する予測。また、札幌市は、北海道内で最も合計特殊出生率が低い市町村の一つ。
- 札幌都市圏による全道的な中枢管理機能や他の基礎圏域では提供できない高次都市機能の提供は、北海道の発展に不可欠であり、都心部の機能強化、広域的な交流・連携機能の確保を通じて、北海道全体を牽引する環境整備を図ることが必要。
- 子育てしやすい環境整備に加え、東京以北最大規模である札幌都市圏の都市力

を活かし、高度な知的資本の集積や文化芸術活動の振興等を通じて、創造都市・国際都市としての拠点性を高め、諸外国を含む他地域との交流を発展させることが重要。

《施策の方向性》

- 子育てしやすい環境の整備
 - 子ども・若者を育成・支援する環境づくり
 - 女性が活躍しやすい環境づくり
 - 地域で必要な保健福祉サービスが受けられる環境づくり
- 価値創造空間の創出
 - アジアや北方圏に対するマーケティング活動やMICE誘致の強化
 - 創造的なものづくり等にチャレンジする起業家の育成
 - 世界に向けた積極的な都市の魅力発信
 - 将来を担う創造性豊かな人材の育成・活用
- 広域的な交流・連携機能の確保
 - 北海道新幹線札幌延伸を見据えた取組の推進
 - 骨格道路網の整備
 - 海外航空路線の拡充促進、空港・港湾の利用促進
 - 都心や駅周辺の移動の快適性向上や交流拠点の整備

(国境周辺地域の振興)

- 北海道は、長い海岸線を有する北の国境地帯として、領土・領海や排他的経済水域の基点となる低潮線保全区域が存在するなど、我が国の領域及び海洋権益の保全に重要な地域。
- 道北地方については、サハリン州との交流促進を図るとともに、離島地域については、生活・交通基盤の改善等を通じて、それぞれ定住環境の確保を促進することが必要。

《施策の方向性》

- サハリン州との交流促進、サハリンプロジェクト関連船舶の受入れや資機材供給基地の形成等による支援機能の強化
- 離島交通の確保等の離島振興

(2) 北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進

(人々を引きつける多様な場の創出)

- 本格的な人口減少時代にあって、多くの地域では、定住人口のみでは、地域経済・コミュニティの活力維持を図ることは困難になっていくことが懸念。
- 定住人口のみならず、定住者一人ひとりの地域経済・コミュニティでの活動量や、外部に居住しつつ地域に貢献する「サポーター人口」とその地域活動量を含めた、地域での「活動人口」の確保を図り、地域社会の課題解決を図っていくことが重要。
- このため、地域経済・コミュニティの活力維持・発展を図るべく、多様な人々を引きつける魅力ある地域社会を形成することが必要。

- 1 ○ 具体的には、若者、高齢者、女性、障がい者等が個性と能力を発揮して活躍で
2 ける環境整備や新たなライフスタイルの促進等を通じて、定住人口及びその活
3 動量の増加を図るとともに、北海道らしい豊かな自然環境に対するニーズの高
4 まりや、社会貢献・人々とのつながりを求める志向に対応し、北海道らしい体
5 験や共助の活動機会を創出。

6 ≪施策の方向性≫

- 7 • 定住人口及びその活動量の増加
8 ▶ 居住環境の魅力を活かした移住や教育・雇用機会の向上による定住の促進
9 [居住環境の整備・情報発信、地域の教育機関の魅力向上、奨学金の活用
10 等による若者の地元定着の促進、地域産業の情報提供による雇用のミスマ
11 ッチの解消 等]
12 ▶ 地域の担い手となる若者、知恵・経験を持つ高齢者、地域を元気にする女
13 性等の参画拡大、新たなライフスタイル・働き方の推進
14 [ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス等の起業・創業支援、若者
15 が主体となる地域づくりの推進、女性の活躍の場づくり、コワーキング・
16 テレワーク等の推進 等]
17 ▶ ユニバーサルデザイン化の促進等を通じた障がい者の参画促進
18 [公共交通機関、建築物等のバリアフリー化 等]
19 • サポーター人口及びその活動量の増加
20 ▶ 道内外や海外の人々との交流促進
21 [自然や食育をテーマとしたツーリズム、多様な主体による森林づくり
22 等]
23 ▶ ボランティアなど地域活動への参加促進
24 [除雪ボランティア、商品開発ワークショップ 等]

25 (道内外・海外との連携強化)

- 26 ○ 多様な人材の対流を引き起こすためには、これまで以上に多様な地域間連携を
27 生み出していくことが必要。
28 ○ 地域資源の発掘を始め、地域が動き出していくきっかけとして、外部からの視
29 点、人材が極めて重要であり、多様な人々の出会い・交流の機会を創出するこ
30 とが重要。
31 ○ 北海道では、観光やビジネス等で海外を訪問する人が少なく、国際化の遅れが
32 指摘されており、北海道新幹線の開業やアジア諸国からの外国人観光客の増加
33 等の好機を活かし、積極的な海外展開や人的ネットワークの強化など多様な連
34 携を創出することが必要。

35 ≪施策の方向性≫

- 36 • 道内外との広域的な連携
37 ▶ 北海道新幹線の開業を契機とした北日本全体での連携（北日本連携）の強
38 化
39 [青函圏連携、広域的な観光戦略 等]
40 • 海外との交流強化

- 1 ▶ 世界で認められる独自の文化、コンテンツ、製品など北海道ブランドの確
2 立による好循環
3 [道産品の海外展開、プロモーションの強化 等]
- 4 ▶ 北方諸国との交流や、経済成長が著しいアジア諸国からの留学生の受入れ
5 等、グローバルな人材ネットワークの形成
6 [海外との連携、人的ネットワーク構築、若者の留学支援等を通じた国際
7 的視野を持つ人材育成 等]
- 8 ▶ 海外寒冷地における農業生産やインフラ整備に関する技術の展開
9 [道内企業の海外展開、技術支援 等]

(地域づくり人材の発掘・育成)

- 11 ○ 地域を活性化し、価値創造力を高めていくためには、多様な人材の緩やかな「つ
12 ながり」とコミュニケーションの「ひろがり」を促進するための仕組みづくり
13 が必要。
- 14 ○ 具体的には、地域における多様な得意分野・個性を持つ人々が積極的に取組に
15 参画するきっかけづくり、関係者の人脈や取組の緩やかなネットワークの形成
16 とその拡大及び取組の主体的・持続的なマネジメントが必要。
- 17 ○ このため、第3章第3節(1)の産学官民金連携のプラットフォームづくりに
18 加え、人々をつなげ取組をマネジメントするファシリテーターやコーディネー
19 ターの役割を果たす人材の発掘・育成を推進することが必要。
- 20 ○ また、北海道新幹線開業等による交流人口の拡大は、北海道の価値創造力を発
21 揮する絶好の機会であり、道外から見た北海道の魅力を再認識するための大き
22 な契機。さらに、今後増加が見込まれる大都市周辺部に居住する退職者等がそ
23 の経験、知識等を用いて活躍する機会を創り出すことが重要。こうした機会を
24 活かし、地域活動の更なる飛躍を目指すため、関係者が緩やかに連携・情報共
25 有を行い、地域づくり人材を広域的・横断的に支援・協働する体制を確立する
26 ことが重要。
- 27 ○ さらに、北海道の魅力や地理、歴史、文化等の「北海道学」に係る教育等を通
28 じて、子どもから大人まで地域に関する理解と愛着を深めることも重要。

《施策の方向性》

- 30 ▶ 農林水産業、観光等の戦略的分野における人材育成
31 [大学、地域、民間事業者等の連携による地域ビジネスを担う人材発掘・
32 育成 等]
- 33 ▶ 全道各地での地域の課題解決を担う人材育成
34 [「北海道学」の振興等を通じた地域づくり人材の育成、行政における地域
35 サポート力の向上 等]
- 36 ▶ 地域づくり人材の広域的・横断的な支援・協働の拡大・充実を促す「北海
37 道価値創造パートナーシップ活動～つながる・ひろがる・はなひろく～」
38 の展開
39 [優良な取組の評価・普及、道内外の人材交流の場づくり 等]

1 (3) 北方領土隣接地域の振興

- 2 ○ 北方領土隣接地域^fは、かつて行政的にも経済的にも北方領土と一体の社会経済
3 圏を形成して発展してきたが、北方領土問題が未解決であるため、戦後はその
4 望ましい地域社会としての発展が阻害されてきた地域であり、また、北方領土
5 返還要求運動の拠点でもあることから、安定振興対策を計画的に推進すること
6 等が必要。

7 ≪施策の方向性≫

- 8 ▶ 北方領土隣接地域の安定振興対策、ビザなし交流や国民世論の啓発活動の
9 充実等による北方領土の早期返還の実現に向けた環境整備
10 ※ 特殊な条件下に置かれている北方領土をめぐる状況が変化した場合には、計画
11 を改定し、開発の基本方向を改めて示す。

13 (4) アイヌ文化の振興等

- 14 ○ 日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々が民族とし
15 ての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、多様な価値観
16 が共生し、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するもの。
17 ○ アイヌの歴史、文化等に関する国民各層の幅広い理解を促進するとともに、将
18 来へ向けたアイヌ文化の継承及び新たなアイヌ文化の創造発展を図ることが必
19 要。

20 ≪施策の方向性≫

- 21 ▶ アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとなる「民族共生の象徴
22 となる空間」の整備及び管理運営（2020年東京オリンピック・パラリンピ
23 ック競技大会に合わせて一般公開）
24 ▶ アイヌ文化の振興とアイヌの伝統等に関する普及啓発
25 [アイヌ語その他のアイヌ文化の振興、アイヌの伝統的生活空間（イオル）
26 の再生、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究 等]
27 ▶ アイヌの人々の生活環境等の向上
28 [教育の充実、雇用の安定、産業の振興、生活の安定 等]

^f 「北方領土隣接地域」：根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の1市4町。

第 2 節 世界に目を向けた産業の振興

(1) 農林水産業・食関連産業の振興

- 北海道は、食料自給率が 200%に達する我が国の食料供給基地として貢献。今後想定される世界の食料需要の大幅な増加や気候変動等による供給制約リスクに対しても的確に対応し、引き続き安定的な食料供給力の確保・向上を図ることが必要。
- 農林水産業・食関連産業は、特に北海道の地方部において所得・雇用機会を提供する基幹産業となっており、北海道に比較優位のある戦略的産業として、また、生産空間の維持発展を図るための基軸として、更に振興することが必要。

① イノベーションによる農林水産業の振興

- 北海道の農林水産業において顕在化しつつある就業者の高齢化、労働力不足等の課題に対応し、将来にわたって北海道の食料供給力や競争力を維持・向上させるためには、新技術や新たな経営形態等のイノベーションを積極的に導入することが必要。
- また、イノベーションに係る技術を担い、生産主体をサポートする地域産業の振興につなげることも重要。

(イノベーションによる農業の振興)

- 北海道の農業には、開拓史が生んだ高いポテンシャルがあり、経営資本としての農地（農地の高い流動性と大規模性）、商品主義・実力主義、自由度の高い集落、豊富な地域資源等の特徴がある。こうした特徴が北海道ならではのイノベーションの受容性の高さにつながっている。
- 就農者の高齢化及び担い手不足が進展する中、例えば酪農における生乳生産量の不足等の課題に対応しつつ、北海道の持つ高い食料生産ポテンシャルを活かすため、スマート農業の推進、営農の組織化による経営力の強化、新技術を活用した生産基盤の整備、品種改良等の新しい農業技術の活用等のイノベーションにより、北海道農業の振興を図ることが必要。

《施策の方向性》

- スマート農業（ロボット技術や I C T を活用した超省力生産、高品質生産を実現する新たな農業）の推進
[GPS 自動走行システム、搾乳ロボット・自動給餌機、センシング技術等の活用]
- 営農の組織化による経営力の強化
[法人化の推進、外部支援組織（TMR センター、コントラクター等）の活用・推進 等]
- 新技術を活用した生産基盤の整備
[農地の大区画化や集積・集約化、地下かんがい、自動水管理システム等の整備、GIS を活用した水利施設や草地等の情報管理、酪農地帯の土壌改善と水質保全の研究 等]
- 新しい農業技術の活用

1 [消費者・実需者ニーズに対応した高収益作物・品種の導入、効率的な経
2 営のための直播技術、性判別精液等の計画的導入 等]

3 (イノベーションによる林業・木材産業の振興)

- 4 ○ 北海道において戦後造成されたトドマツ、カラマツ等の人工林が収穫期を迎え
5 る一方、北海道に特徴的な木材需要の変化や木材価格の下落等により、道産木
6 材製品の出荷額は低迷していることから、北海道の豊富な森林資源の有効活用
7 と森林の多面的機能の維持・向上に向けて、CLT（直交集成板）やコアドラ
8 イ等のイノベーションの導入等により、新たな木材需要の創出や効率的な生産
9 体制の確立を図ることが必要。

10 <<施策の方向性>>

- 11 > 新たな木材需要の創出
12 [CLT等の新製品の開発・普及、公共建築物・民間施設の木造化・木質
13 化]
14 > 木材製品の高付加価値化
15 [コアドライ等付加価値の高い建築材等の技術開発及び生産体制の整備]
16 > 林業の低コスト化
17 [成長が早く材質に優れた品種の開発・普及、路網整備の推進、高性能林
18 業機械の導入、施業の集約化 等]
19 > 林業労働力の確保
20 [林業従事者の確保・育成、林業事業体の育成]

21 (イノベーションによる水産業の振興)

- 22 ○ 北海道は、全国の水揚量の3割を占める重要な生産拠点であり、水産物を安定
23 的に供給することが期待。一方、近年では回遊資源の減少によって、生産額等
24 の面で海域間格差が拡大傾向にあることから、持続可能な漁業の展開や、漁場
25 環境の創造等のイノベーションによる水産資源の回復が必要。

26 <<施策の方向性>>

- 27 > 安定した生産が期待される養殖業などの持続可能な漁業の展開
28 [ホタテやカキ養殖の日本海側への普及、ナマコの種苗生産や中間育成の
29 展開、漁獲魚種の転換]
30 > 漁場環境の創造による資源回復対策
31 [水産物の生活史（産卵～稚魚～成魚）に対応した漁場整備、地域の創意
32 工夫による磯焼け対策、寒冷地域における沿岸施設の水産生物保護育成
33 機能の解明]

34 ② 「食」の高付加価値化と総合拠点づくり

35 (「食」の高付加価値化)

- 36 ○ 北海道は、農水産物の生産拠点である強みを持ち、製造品出荷額に占める食料
37 品製造業の割合が高くなっているが、他方、食料品製造業における付加価値率
38 が他地域に比べ低位にとどまっている現状。
39 ○ 北海道の「食」の高付加価値化を図るためには、生産・加工・流通の各段階で
40

の付加価値向上に取り組むことが必要。

《施策の方向性》

➤ 6次産業化等の推進

[ファンド支援等の支援施策の活用、農商工連携の促進、食クラスター活動等の加速化]

➤ 国際戦略総合特区制度等の活用

➤ 生産・流通システムの高度化

[ロボット化、ICTクラウド、高鮮度輸送技術の活用 等]

➤ サプライチェーン強化及び移輸出促進のための物流機能の強化

[道産食品の輸出拡大のため小口混載輸送サービス（HOP）の取組、消費地への多様な輸送モードの構築 等]

（「食」の総合拠点づくり）

- 高品質で大量の原材料を求める全国の食品産業界と、このニーズを満たし得る北海道ならではの農業生産を担う農業界とが戦略的な連携関係を構築・強化し、北海道を中心とする新たなバリューチェーンの構築を図る「食」の総合拠点づくりを北海道内各地で展開し、雇用の創出と地域経済への波及効果を高めることが重要。

《施策の方向性》

➤ 北海道の農業界と経済界の連携による道外等からの食品会社の誘致の促進

③ 「食」の海外展開

- 世界の食市場は、アジア諸国等の経済成長を背景に、大幅な拡大が見込まれており、農水産業・食関連産業の成長産業化と持続的発展を図るためには、戦略的なグローバル市場の獲得が必要。
- 自然に恵まれ観光地としても高い認知度を誇る北海道のブランド力との相乗効果を図りつつ、北海道の高品質な農水産品・食品の輸出を一層促進するため、安全・安心な生産体制の充実や輸出競争力を持つ商品開発、情報収集・発信の強化等を進めることが必要。
- 北海道の食料品輸出額の9割を占める水産物については、輸出に必要な外国の衛生管理基準への対応が遅れており、更なる輸出促進に向けて、高度衛生管理への対応等の取組を進めることが必要。

《施策の方向性》

➤ 安全・安心な食の生産体制の充実

[トレーサビリティの充実]

➤ 食と観光の連携強化

[観光地における海外旅行者向けPR、宿泊施設等における北海道の食でのおもてなし]

➤ ニーズに即した輸出競争力を持つ商品開発の促進

➤ 北海道ブランドの保護

[道産品輸出用シンボルマークの普及]

- 1 ➤ 海外への情報発信の強化
- 2 [アンテナショップ、イベント、現地メディア・物産展等を活用した情報
- 3 発信]
- 4 ➤ 現地情報の収集及び提供
- 5 [市場ニーズ・動向、規制情報等のビジネス情報の提供 等]
- 6 ➤ マッチング・ネットワーク構築支援
- 7 [商談会の開催、コーディネーターの活用 等]
- 8 ➤ 世界の食市場に通用する認証基準等取得等への支援
- 9 [HACCP、GLOBAL G. A. P.⁵、ハラール認証]
- 10 ➤ 物流の効率化等による対応
- 11 [荷の集約化、共同輸送等による輸送効率化、鮮度保持等先進輸送技術の
- 12 活用 等]
- 13 ➤ 施設整備と併せた水産物衛生管理の強化
- 14 [屋根付き岸壁の整備 等]

④ 地域資源を活用した農山漁村の活性化

(農山漁村の活性化)

- 18 ○ 北海道では、大多数の集落が第1次産業を基幹産業としており、農林水産業の
- 19 振興や生活環境整備、集落活動の維持・発展等の対策が必要。
- 20 ○ 北海道の農業集落は、農業を中心としたコミュニティであり、構造的には、基
- 21 幹集落が周辺集落の生活機能を担っていることを踏まえ、離農等により周辺集
- 22 落が疎居となっても、両集落が連携した集落機能の維持を推進し、安定した雇
- 23 用・所得機会の創出を図るとともに、多面的機能の発揮に向けた集落活動の維
- 24 持・発展を図ることにより、集落地域における生活機能の維持・発展を推進す
- 25 ることが必要。
- 26 ○ 漁村地域の振興を図るため、ハード整備と連携しつつ、地域が自らの特色を活
- 27 かし、雇用や所得の増大に向け取り組むための体制づくり及び支援が必要。

《施策の方向性》

- 29 ➤ 農林水産業の振興による雇用・所得増大
- 30 [規模拡大、法人化、ICT等新技術の活用、新規就農の増加、離農後の
- 31 円滑な農地承継、林業従事者の確保・育成、林業事業体の育成 等]
- 32 ➤ 都市や海外との交流等を通じた雇用・所得増大
- 33 [移住・二地域居住の促進、観光や都市・農村交流の促進、道の駅・直売
- 34 所等の整備]
- 35 ➤ 集落機能の維持・発展
- 36 [基幹集落等の廃校舎を活用したコミュニティの維持、多面的機能支払制
- 37 度による農業施設や環境の保全]
- 38 ➤ 漁村地域における地域の在り方を自ら考える体制づくりの推進

⁵ 「GLOBAL G. A. P.」：欧州中心に実践されている農産物生産の安全管理に関する認証の1つ。

[北海道マリンビジョン 21 の推進]

(豊富な地域資源の活用)

- 豊富な地域資源の更なる活用に向けて、未利用地域資源の発掘を促進するとともに、外部の人材や幅広い地域の関係者の参画の下で、観光や食、医療、教育等とも連携を図り、地域の活性化につなげることが必要。
- 第 1 次産業や地域の振興を図るため、豊富に賦存するバイオマス等の循環利用を推進・強化し、地域内に利益を還元する社会システムを構築することが重要。

《施策の方向性》

- 観光・グリーンツーリズムや「食」「医療」「教育」等との連携
[北海道マリンビジョン 21、「わが村は美しくー北海道」運動の推進 等]
- 人材の育成・活用
[外部人材、人材バンクの活用、熟練者の知恵や経験の活用 等]
- 木質、家畜ふん尿等のバイオマスの活用
[林地未利用材等の伐採・搬出・運搬システムや家畜ふん尿から発生する消化液の利用システムの確立等を通じた地域分散型エネルギーシステムの構築 等]

(2) 世界水準の観光地の形成

- 北海道には、豊かな自然環境、個性ある景観や歴史・文化、安全で高品質な農水産物等、アジアの中でも特徴的で魅力的な観光資源が存在。
- 観光関連産業は、交流人口の増加に資するのみならず、域外からの所得稼得や地域産品の域外展開への足がかりとなることによって、地域経済への波及効果が大きい移輸出型産業であり、北海道が比較優位を持つ戦略的産業として従前以上に振興することが重要。
- 特に、新興国等の経済成長に伴う訪日外国人旅行者の急増や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、北海道新幹線の新函館北斗駅までの開業（2015 年度末）及び札幌延伸（2030 年度末）等を踏まえ、北海道が世界に評価される「世界水準」の観光地として認知され、人々を引きつける地域となるよう様々な取組を戦略的に展開することが必要。

(世界に通用する魅力ある観光地域づくり、観光旅行消費の一層の拡大)

- 観光は、様々な産業に関連する裾野の広い産業であり、地域の活性化・雇用の創出にとって重要。
- 来道外国人の宿泊地の多くは道央圏に集中しており、道内各地域に分散させることが必要。
- 北海道特有の雄大な景観など道内各地域の資源を活かし、「世界水準」の魅力ある観光地域づくりを進める。
- 観光旅行消費の一層の拡大に向けた取組の推進、旅行者の消費が地域内に循環する仕組みの構築とともに、観光産業における人材育成や規制制度の見直しを進めることが重要。
- 国内観光振興も引き続き重要。

1 **《 施策の方向性 》**

- 2 ➤ 世界に通用する地域資源の磨き上げ
- 3 [四季折々の自然・景観・食・祭り等のイベント、アイヌ文化を始めとする地域固有の歴史・文化 等]
- 4
- 5 ➤ 道内外各地域間の連携による広域的な観光周遊ルートの形成
- 6 [国土交通大臣認定を受けた「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし
- 7 北・海・道」広域観光周遊ルート形成計画の実施 等]
- 8 ➤ スノーリゾートとしての魅力発信
- 9 [外国人スキーインストラクターの在留資格要件の検討 等]
- 10 ➤ ドライブ観光、サイクルツーリズム等の振興
- 11 ➤ 外国人旅行者の観光消費拡大に向けた環境整備
- 12 [免税手続カウンターを活用した「免税商店街」の実現、農林水産物・食
- 13 品を持ち帰ることができる環境・体制整備、外国人観光客に訴求する「地
- 14 域ブランド」マークの付与、海外おみやげ宅配便の拡大 等]
- 15 ➤ 北海道新幹線の開業・札幌延伸を見据えた国内外観光客の呼び込み
- 16 ➤ 良好な景観形成など観光振興に資する技術研究開発の推進

17 **(外国人旅行者の受入環境整備)**

- 18 ○ 急増する外国人旅行者がストレスなく移動・滞在できる環境の整備に向けた取
- 19 組を、外国人目線に立って徹底・強化することが必要。
- 20 ○ なお、急増する外国人旅行者が旅行を満喫できるよう、我が国の生活習慣やマ
- 21 ナーに関する情報を積極的に提供することが重要。

22 **《 施策の方向性 》**

- 23 ➤ ゲートウェイ機能の強化
- 24 [新千歳空港等の受入機能の強化、出入国手続の迅速化、空港間連携によ
- 25 る道内空港の有効活用、既存ストックの有効活用等によるクルーズ船受
- 26 入環境の改善 等]
- 27 ➤ 観光地への交通アクセスの改善等
- 28 [高速交通体系の整備、鉄道・バス・タクシー・レンタカーの利便性向上、
- 29 貸切バス需要への柔軟な対応 等]
- 30 ➤ 多言語対応の改善・強化
- 31 [多言語による案内表示の徹底、多言語対応が可能な人材の確保・育成 等]
- 32 ➤ 観光情報提供等の拠点としての道の駅の整備・活用
- 33 ➤ 地域の様々な主体が連携した受入環境の改善
- 34 [シーニックバイウェイ北海道 等]
- 35 ➤ 外国人旅行者の通信・買物・食事等に係る環境改善
- 36 [無料公衆無線LAN環境の整備、手ぶら観光の推進、旅行者の安全・安
- 37 心確保 等]

38 **(インバウンド新時代に向けた戦略的取組)**

- 39 ○ 北海道は、アジアからの訪日観光客による旅行先としてのニーズが高い地域。
- 40 ○ 外国人来道者数は近年増加傾向であり、2014年には137万人と訪日外国人旅行

者数の1割を占めるが、季節間・地域間での旅行需要の平準化が課題。

- インバウンドの更なる拡大に向けて、リピーター需要の喚起や海外富裕層の取り込みが重要であり、北海道ブランドの発信や異業種と観光との連携等による北海道の強みを活かした観光資源の積極的な掘り起こしを促進することが必要。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催効果を北海道にもたらしべく、北海道の文化・魅力を発信するとともに、一過性ではない持続的な効果につなげることが必要。

《施策の方向性》

- ターゲットに応じたプロモーションの更なる推進
[プロモーションの担い手の拡大、官民の観光推進主体間・他地域との連携強化、対象国の戦略的拡大 等]
- 外国人旅行者のニーズに応じた観光メニューの拡充
[高付加価値型のラグジュアリー観光や滞在型観光、体験型観光など個人旅行者に需要のある観光メニューの創出 等]
- 未来を担う若い世代の来訪機会の拡充
- 2016年リオデジャネイロオリンピック・パラリンピック競技大会終了後から、全国各地で開催される文化プログラムの機会の活用
- 「民族共生の象徴となる空間」の一般公開に向けたアイヌの伝統・文化に係る情報発信の強化
- 北海道観光のデスティネーション・イメージの再構築

(MICEの誘致・開催促進と外国人ビジネス客等の積極的な取り込み)

- MICE^hの誘致・開催を通じて、海外からのビジネスの呼び込み、対内直接投資・拠点機能の誘致等を促進することが重要。
- 北海道で開催される国際会議は、全国の4%前後で、そのほとんどが札幌市で開催。
- 夏季の冷涼な気候、豊富なコンベンション施設など、北海道の優位性を活かし、これまでMICE開催実績が少ない都市を含め、更にMICE誘致の取組を強化することが必要。

《施策の方向性》

- 北海道へのMICE誘致に向けた関係機関の連携
[各省庁連絡会議の開催 等]
- MICE開催者と道内自治体のマッチング支援、道内自治体への関連情報の提供による開催支援
[情報交換会の開催 等]
- 北海道独自の資源を活用したMICEの推進
[ユニークベニューⁱの掘り起こし 等]

^h 「MICE」: Meeting (企業等のミーティング)、Incentive (企業等の報奨・研修旅行)、Convention (国際会議)、Exhibition/Event (展示会・イベント) の総称。

ⁱ 「ユニークベニュー」: 歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

- 1 ➤ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿等の誘致

2
3 **(3) 地域の強みを活かした産業の育成**

- 4 ○ 本格的な人口減少時代にあって、地域経済社会の縮小スパイラルを抑制するた
5 めには、都市部から地方部に至るまであらゆる地域において、その地域特性に
6 合った産業の振興と雇用機会の創出を図ることが不可欠。
7 ○ 農林水産業・食関連産業や観光関連産業等、北海道の強みを活かした戦略的産
8 業の振興に加え、域内投資の促進や既存集積の活用等を通じて、地域全体の雇
9 用創出力を高めていくことが必要。

10 **(域内投資の促進)**

- 11 ○ 北海道の貯蓄・投資バランスは大幅な貯蓄超過となる一方、民間部門及び一般政
12 府を加えた道内純投資は近年マイナスとなっており、域内での投資過小により、
13 道外からの財貨・サービス購入や道外資産の購入といった形で北海道から道外
14 に資金が流出する状況が継続。
15 ○ 農林水産業・食関連産業、観光関連産業、製造業等の移輸出型産業の振興・誘致
16 を通じて、域内への波及効果を高めるとともに、道内への投資機会を創出し、海
17 外を含む道外からの投資の促進や、地産地消等による道内資金の域内循環を図
18 ることが必要。

19 **《施策の方向性》**

- 20 ➤ 海外を含む道外からの投資促進、官民ファンドの活用等による道内資本の
21 投資拡大の推進
22 ➤ 木材、再生可能エネルギー等の地産地消促進を通じた道内消費及び投資拡
23 大の推進

24 **(既存集積の活用)**

- 25 ○ 苫小牧東部地域（苫東）においては、自動車産業の立地が進展し、道内での部
26 品調達の拡大等による道内への波及効果が期待。また、リサイクル・環境・エ
27 ネルギー産業や、植物工場等の技術集約型の食関連産業が集積傾向。
28 ○ グローバルな企業誘致競争が激化する中、苫東を始めとする既存の産業集積を
29 活用し、地域経済とりわけ地元中小企業への中長期的な波及効果を十分考慮し
30 て、生産拠点の形成を促進することが重要。

31 **《施策の方向性》**

- 32 ➤ 苫東等における地域経済の核となり得る企業誘致を推進。
33 ➤ 広範な商圏を持つ中核的企業の活動に対する地元中小企業の参入促進を通
34 じて、地域経済の活性化につながる起業やイノベーションを促進。

35 **(北の優位性の活用)**

- 36 ○ 北海道は、首都圏等の大都市圏から遠距離にあり、同時被災リスクが小さいこ
37 とから、東日本大震災以降、防災上の理由による本社機能移転等の立地が進展。
38 ○ 北海道の冷涼な気候は、データセンターの立地に適しており、今後、ビッグデ

データの活用が進展するに従い、データセンターに加えビッグデータ処理産業の立地や農林水産業、観光等へのビッグデータ活用等を通じた波及効果が期待。

- 北極海の海氷面積の減少に伴い、北極海航路が新たな輸送ルートとして注目されており、北海道の地理的近接性を活用して、同航路の東アジアの玄関口としての機能を展開することが期待。

《施策の方向性》

- 北極海航路への地理的近接性やデータセンターに適した冷涼な気候、首都圏等との同時被災リスクの低さなど、北の優位性を積極的に活用した産業誘致を促進。

(地域性・文化性を活かしたブランド力の向上)

- 北海道の食・観光は、国内では圧倒的なブランド力を誇り、国際的にも認知が進展。こうしたブランド力を更に向上させ、高質化を図るとともに、他産業との連携・相乗効果の発現に向けて、北海道全体のブランド力の向上を図ることが重要。
- 健康志向や高齢化の進展に伴い、機能性・健康食品への関心・需要が高まり、その市場規模が拡大傾向。北海道の豊富な天然資源と機能性を持つ有用物質を活用し、バイオ分野の研究所・施設集積を活かした関連産業分野の更なる成長が期待。

《施策の方向性》

- 伝統的デザインの活用等、地域に根ざしたブランド力の向上
- バイオ関連産業の振興

(地域ニーズへの対応)

- 北海道では、サービス業を中心とする地域消費型産業による雇用が大きな割合を占めており、人口減少に伴い地域需要の縮小が見込まれる中、生産性の向上に加え、新たな地域ニーズの発掘による雇用機会の創出が重要。
- 特に、医療・介護・福祉、子育て関連産業等の対人サービス産業は、高齢化・少子化が進展する中で地域ニーズの高い分野であり、働き手の確保に努めることが必要。また、健康増進のためのヘルスケア産業は、生活の質に対する人々のニーズが高まる中で今後一層の成長が期待されることから、健康に対する人々の意識向上を図る取組と連動した振興が重要。
- 道路除雪等のインフラ維持や災害対応等の役割を担う建設事業者については、本業の経営状況を見極めた上で、新分野進出による経営の多角化への取組も重要。

《施策の方向性》

- 医療・介護・福祉、健康増進のためのヘルスケア産業等、地域ニーズの高い産業分野の育成支援
- 介護・福祉、子育て等に配慮したまちづくりの推進

(産業を支える人流・物流ネットワークの整備)

「ビッグデータ」：ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種・多量のデータ。

- 1 ○ 農林水産業・食関連産業、観光関連産業、製造業等の移輸出型産業を始め、道
2 内における産業振興の基盤となる人流・物流ネットワークの整備は、引き続き
3 推進することが必要。

4 ≪施策の方向性≫

- 5 ➤ 高規格幹線道路の整備を始めとする高速交通ネットワークの強化
6 ➤ 国際バルク戦略港湾など海上輸送網の拠点となる港湾の機能強化、複合一
7 貫輸送機能の維持・強化、東アジアとの直航輸送拡大、国際フィーダー航
8 路の活用促進等
9 [国際物流ターミナルの整備、国際海上コンテナターミナルの整備 等]
10 ➤ J R 貨物の利用促進を通じた鉄道貨物輸送の促進
11 ➤ 新千歳空港の機能強化や空港間連携による道内空港の有効活用を通じた航
12 空ネットワーク機能の強化
13 [新千歳空港等の受入機能の強化、出入国手続の迅速化、道内主要都市間
14 路線の活性化・離島路線の維持 等]
15 ➤ 北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の着実な整備
16

第 3 節 強靱で持続可能な国土の形成

(1) 恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成

① 環境と経済・社会の持続可能性の確保

- 生物多様性の損失や天然資源の減少、地球温暖化の進展等、地球規模での環境問題が深刻化する中で、北海道の豊かな自然環境を国民共通の資産として将来にわたって継承するため、環境面・経済面・社会面から持続可能な地域社会を構築することは喫緊の課題。

(自然共生社会の形成)

- 北海道には、世界自然遺産の知床、釧路湿原等のラムサール条約湿地を始め、我が国そして世界にとってかけがえの無い豊かな自然環境が存在しており、これを保全・再生して次世代に引き継ぎ、恵まれた自然と共生する社会を形成することが必要。
- また、明瞭な四季等アジアの中でも特徴的な気候や歴史的・文化的条件が生み出した北海道の個性的な景観を継承するとともに、良好な景観の形成を促進することが重要。

《施策の方向性》

- 自然環境の保全・再生、自然環境の持続的利用の促進
[自然公園などの自然環境の保全、湿地等の自然再生の推進、育成複層林化や間伐の推進等森林の適切な整備・保全、エコツーリズムの推進、「木育」など環境教育の推進 等]
- 生物多様性の保全と野生鳥獣の保護管理
[森・里・川・海が一体となった生態系ネットワークの保全、外来種対策の推進、エゾシカ等の鳥獣被害に係る総合的対策の推進 等]
- 水環境の保全、健全な水循環の維持・回復
[生活排水対策や畜産経営等における水質汚濁防止対策を含む流域の総合的な管理、水道未普及地域の解消及び水道原水汚染対策 等]
- 農村・都市における北海道らしい良好な景観形成の促進

(循環型社会の形成)

- 我が国の物質循環においては、循環型社会への移行が進みつつあるが、リサイクルに比べて遅れている 2R（リデュース、リユース）や廃棄物等からの有用資源の回収については、更なる取組を進めることが必要。
- 北海道では、一般廃棄物のリサイクル率が全国平均を上回る水準まで向上したものの、直接埋立処分の割合は高く、産業廃棄物排出量は全国の 1 割を占めている。北海道に豊富に賦存するバイオマス由来の廃棄物は、廃棄物全体の約 8 割を占めている。
- 地域特性や循環資源の性質に応じて、エネルギー源としての活用も含め、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させる重層的な地域循環圏の構築等、循環型社会の形成に向けた取組を一層加速する必要。

《施策の方向性》

- 廃棄物系バイオマス（家畜ふん尿、下水汚泥、食品廃棄物等）及び未利用

1 バイオマス（林地未利用材等）の利活用の推進

2 [エネルギー利用の拡大等利用方法の多様化、多段階で繰り返し利用する
3 カスケード的利用の促進 等]

4 ▶ 資源の循環利用等の推進

5 [リサイクル施設等の廃棄物処理施設の整備、リサイクル関連産業の育成・
6 集積促進、公共建設工事の発生土砂等、循環資源の利用システムの構築・
7 活用、循環資源の輸送効率化、リサイクル技術の高度化等に関する技術
8 研究開発の推進 等]

9 **（低炭素社会の形成）**

10 ○ 地球温暖化問題が顕在化する中、持続可能な低炭素社会の実現に向けて、国内
11 における温室効果ガスの排出削減対策や吸収源対策を積極的に推進するととも
12 に、既に現れている、又は今後中長期的に避けられない気候変動の影響への適
13 応策を進めることが不可欠。

14 ○ 北海道では、一人当たり温室効果ガス排出量が全国よりも高く、民生（家庭）
15 部門及び運輸部門の排出割合が高いという地域特性がある。一方、北海道の森
16 林は全国の森林面積の 22%を占め、二酸化炭素の吸収源として大きな役割を担
17 っている。

18 ○ 北海道に豊富に賦存する低炭素なエネルギー源の活用や技術革新の推進、吸収
19 源対策等を通じて、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、北海道におけ
20 る気候変動及びその影響の観測・予測・評価結果を踏まえた適応策を推進する
21 ことが必要。

22 **《施策の方向性》**

23 ▶ 低炭素なエネルギーの利用拡大、エネルギー消費効率向上の促進、技術革
24 新の推進等を通じた温室効果ガス排出の削減・抑制

25 [再生可能エネルギーの利用拡大、水素技術等のグリーン・イノベーションの
26 促進 等]

27 ▶ 二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全等の推進

28 [間伐等の実施や優良種苗の確保等適切な森林整備・保全の推進、木質バ
29 イオマスの利用拡大 等]

30 ▶ 気候変動及びその影響の観測・予測・評価結果を踏まえた適応策の推進

31
32 **② 環境負荷の少ないエネルギー需給構造の実現**

33 ○ 我が国は、ほとんどのエネルギー源を海外からの輸入に依存しているという根
34 本的な脆弱性を抱えており、多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造の
35 構築が課題。

36 ○ また、地球温暖化問題に対し、温室効果ガスの大幅な排出削減を図るため、省
37 エネルギーやエネルギーの低炭素化を強力に推進することが必要。

38 ○ 北海道には、全国の導入ポテンシャルの 3割を占める風力及び地熱を始め、太
39 陽光、水力、バイオマス等の再生可能エネルギー源が豊富に賦存しており、我
40 が国の気候変動対策及びエネルギー安全保障強化の観点から、こうした低炭素

1 で多様な国産エネルギー源のポテンシャルを最大限に活用することが必要。

2 (再生可能エネルギーの更なる導入に向けた取組)

- 3 ○ 北海道の豊富な再生可能エネルギーの賦存量を踏まえ、3E+S^kを基本として、
4 低廉で安定したエネルギー供給の確保や景観等への配慮を前提としつつ、更な
5 る再生可能エネルギーの導入を促進することが必要。
6 ○ その際、北海道内各地域に賦存する再生可能エネルギー源の有効活用や地域経
7 済の活性化、強靱化等の観点から、水素等も活用しつつ、コスト面でもバラン
8 スのとれた地域分散型のエネルギーシステムを構築し、これをネットワーク化
9 することが重要。

10 ≪施策の方向性≫

- 11 ▶ 道内送電網の強化、地域間連系線（北海道においては北本連系線）の活用
12 等による再生可能エネルギー導入の促進
13 ▶ 地域のバイオマス等を活用した地域分散型エネルギーシステムの導入、水
14 素による余剰電力の貯蔵・利用等の促進等
15 [産学官連携のプラットフォームによる普及啓発、雪氷冷熱等の活用（農
16 産物の産地貯蔵等） 等]

17 (暖房用熱源や自動車燃料等北海道の地域特性を踏まえた取組)

- 18 ○ 北海道では、冬期の暖房用の熱需要や、広域分散型の地域構造に由来する自動
19 車輸送需要から、家庭部門及び運輸部門のエネルギー消費量が大きく、経済効
20 率性に配慮しつつその削減に取り組むことが必要。

21 ≪施策の方向性≫

- 22 ▶ 暖房用熱源における化石燃料消費の削減に向けた取組の促進
23 [寒冷地用ヒートポンプやコージェネレーション、建築物の断熱構造の普
24 及促進、バイオマス熱源の導入促進 等]
25 ▶ 交通のグリーン化の推進
26 [次世代自動車^lの普及促進、充電ステーション等の整備促進、JR貨物の
27 利用等を通じたモーダルシフトの促進 等]

28
29 (2) 強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成

30 ① 激甚化・多様化する災害への対応

31 (「人命を守る」ための体制づくり)

- 32 ○ 安全・安心の確保は、国民生活や経済社会の安定を図るための前提条件であり、
33 いかなる災害が発生した場合であっても、人命の保護が最大限図られるよう、
34 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民、
35 民間事業者等が連携する体制をあらかじめ講じておくことが必要。

36 ≪施策の方向性≫

^k 「3E+S」：エネルギーの安定供給（Energy security）、経済効率性の向上（Economic efficiency）、環境への適合（Environment）及び安全性（Safety）を指す。

^l ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等。

- 1 ➤ 最悪の事態も考慮した災害リスクや被害の想定、関連情報の共有及びこれ
- 2 らを踏まえた訓練等の実施
- 3 ➤ 国、地方公共団体、警察、消防、自衛隊等防災関係機関間の連携強化によ
- 4 る早期対応及び戦略的復旧体制の確立
- 5 [タイムライン（時系列の行動計画）等に基づく迅速な行動、災害時にお
- 6 ける緊急ルートやサプライチェーンの重点的復旧 等]
- 7 ➤ 災害発生時における国によるきめ細かな地域支援
- 8 [リエゾン、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）等の派遣、災害対
- 9 策用資機材の貸与 等]
- 10 ➤ 地域の災害対応力の強化
- 11 [地域コミュニティによる防災活動の支援、地域防災リーダーの育成、災
- 12 害時の応急復旧等に当たる建設業者との協力体制の確保 等]
- 13 ➤ 高度な防災情報の提供や災害リスクの見える化
- 14 ➤ 寒冷地特有の災害等に対応するための技術研究開発の推進
- 15 [吹雪予測技術の高度化、高機能除雪車の開発、冬期地震発生時の氷塊挙
- 16 動の把握、北海道の広大なフィールドを活用した大規模現地実験 等]

（冬期災害への対応）

- 18 ○ 近年の北海道では、気象条件の変化により、暴風雪災害が激甚化するとともに、
- 19 暴風雪による停電や高潮等との複合災害も発生。
- 20 ○ 冬期生活の安全・安心を確保するため、激甚化する冬期の災害に備えた「人命
- 21 を守る」ための各種対策を推進することが必要。

《施策の方向性》

- 23 ➤ 冬期複合災害に係る被害想定の見直し及び対処方針の検討
- 24 ➤ 暴風雪や視界に関する情報提供の強化
- 25 [ITS技術を活用した冬期情報提供、SNS等を活用した暴風雪情報の
- 26 提供、視界予測技術の開発 等]
- 27 ➤ 暴風雪に備えた意識啓発の推進、暴風雪や冬期複合災害に備えた防災訓練、
- 28 地域における防災活動等の実施
- 29 [改正災害対策基本法を踏まえた車両移動訓練 等]
- 30 ➤ 冬期災害に備えた安全な道路交通やライフラインの確保
- 31 [代替性確保のための高規格幹線道路の整備、防雪柵の整備、無電柱化の
- 32 推進、改正災害対策基本法を適用した立ち往生車両の移動、水道施設の
- 33 整備 等]
- 34 ➤ 暴風雪時の早めの通行止め、避難拠点・避難ルートの確保
- 35 [一時退避所としての「道の駅」の活用 等]

（地震・津波災害、火山噴火等の大規模自然災害への対応）

- 37 ○ 北海道は、過去にマグニチュード7～8クラスの大規模地震が多数発生してい
- 38 る千島海溝に近接し、幾多の地震・津波災害を経験。大規模噴火の履歴を有す
- 39 る活動的な火山も多数分布。
- 40 ○ 大規模地震・津波や火山噴火により、人命や市街地、農地等への直接的被害の

みならず、鉄道や道路、海上輸送路の途絶等による社会経済への広範な影響も懸念。

- 大規模自然災害のリスクを適切に評価し、災害発生時においても、人命を守り、社会経済への影響を最小限とするための取組を推進することが必要。

《施策の方向性》

- 「人命を守る」ための適切なリスク評価の実施、危機管理体制の強化
[最大クラスの被害想定及びこれに基づくハザードマップの整備、大規模災害時等非常時の業務執行体制の構築、住民参画型の訓練等地域防災力向上の推進、災害時の応急対応・広域連携に係る体制整備 等]
- 社会経済的影響を最小限とするための防災対策の推進
[代替性確保のための高規格幹線道路の整備、緊急輸送道路上の橋梁等の耐震補強、道路斜面や盛土等の防災対策、空港の耐震性能の強化、港湾・漁港施設の耐震・津波対策の強化、海岸保全施設の津波・高潮対策の強化、海岸防災林の整備、住宅・建築物やライフラインの耐震化 等]
- 火山噴火対策の推進
[関係機関の連携による情報伝達及び警戒避難体制の整備、火砕流及び土石流対策としての緊急減災対策計画の策定、計画的な砂防施設、治山施設等の整備 等]

(気候変動等による災害リスクへの対応)

- 近年、北海道においても、降雨が局地化・集中化・激甚化し、豪雨災害や土砂災害が頻発し、高潮・波浪による被害等も発生するなど、自然災害が多発。
- 今後の気候変動等による更なる災害リスクの増大に対応するため、ハード・ソフト一体となった豪雨・土砂災害対策等を実施することが必要。
- 防災・減災対策の実施に当たっては、自然との共生や環境との調和等にも配慮。

《施策の方向性》

- 頻発する自然災害に備えた河川改修等の施設整備
[河川改修、遊水地、ダム、砂防施設、治山施設、海岸保全施設、防波堤等の整備、適切な間伐等の森林整備 等]
- 突発的な災害への対応を迅速化するための防災体制の確立、防災情報提供の強化

② 我が国全体の国土強靱化への貢献

(国家的規模の災害時におけるバックアップ拠点機能の確保)

- 30年以内に70%の確率で発生するとされる首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害が切迫する中、強靱な国土、経済社会システムの構築に向けた取組が進められている。
- 北海道は、首都圏等の大都市圏から遠距離にあり、これらの大規模災害において同時に被災する可能性が小さいこと等から、国家的規模の災害時における後方支援等のバックアップ機能を発揮して、我が国全体に貢献することが必要。

《施策の方向性》

- 1 ▶ 大都市圏等の被災時における広域支援体制の強化
- 2 [人的・物的支援、広域防災フロート等を活用した緊急物資輸送支援、空
- 3 港等の代替機能提供、避難者受入支援 等]
- 4 ▶ 企業等によるリスク分散の受け皿となるための基盤整備
- 5 [本社機能等の移転を図る企業の立地促進、高規格幹線道路ネットワーク
- 6 の充実、空港アクセス及び冬期就航率の向上 等]

7 (非常時における食料の安定供給の確保)

- 8 ○ 北海道の高い食料供給力を活かし、平時はもとより、道内外での大規模災害時
- 9 等非常時においても、食料流通を途絶させることなく、被災地を始め全国への
- 10 安定的な食料供給を確保することが必要。

11 << 施策の方向性 >>

- 12 ▶ 食料生産における災害対応力の強化
- 13 [耐震化等の防災・減災対策を含めた食料生産基盤の整備、治水事業等に
- 14 よる農地の保全 等]
- 15 ▶ 災害時にも食品流通を途絶させないためのサプライチェーンの強化
- 16 [食品産業事業者等による事業継続計画（BCP）策定の促進、食品産業
- 17 事業者、関連産業事業者、地方公共団体等による連携協力体制の構築、
- 18 道路、港湾、空港、物流拠点等の耐震対策等の推進 等]
- 19 ▶ 食料等の輸送拠点としての港湾の機能継続・早期回復
- 20 [港湾の事業継続計画（港湾BCP）策定の促進、港湾間の広域的な連携
- 21 体制の構築による海上物流の代替性確保 等]

23 ③ 安全・安心な社会基盤の利活用

24 (インフラ老朽化対策)

- 25 ○ 高度経済成長期から集中的に整備されてきた北海道内のインフラは、今後、急
- 26 速に老朽化していくことが確実。
- 27 ○ 凍害による劣化や凍害及び塩害による複合劣化など北海道特有の地域性が、イ
- 28 ンフラの損傷や劣化を招いている。
- 29 ○ 老朽化したインフラの補修や更新を戦略的に進めていくことが重要。

30 << 施策の方向性 >>

- 31 ▶ 橋梁、トンネル等の各種構造物に係る「メンテナンスサイクル」の構築
- 32 ▶ 北海道特有の損傷・劣化等を踏まえた技術開発及び普及
- 33 [凍害・塩害等の複合劣化・損傷に対する点検・診断技術の効率化、更新・
- 34 新設時の高耐久化に向けた技術開発及び普及、寒冷地技術の道外・海外
- 35 への展開 等]
- 36 ▶ 更新等の機会を捉えた複合化・集約化等による保有インフラの選択と集中

37 (交通安全対策の推進)

- 38 ○ 交通事故での死者数は近年減少しているものの、依然として多くの尊い命が犠
- 39 牲となっている。死者数は夏～秋期に多く発生しているが、人身事故件数は冬
- 40 期に多い傾向にある。

- 1 ○ 冬期道路交通の安全性確保を含め、交通安全対策を着実に推進することが必要。

2 ≪施策の方向性≫

- 3 ▶ 交通データ・事故データ等の分析に基づく効率的・効果的な交通事故対策
4 の推進
5 [「事故ゼロプラン」(事故危険区間重点解消作戦)の推進、交通安全施設
6 等の整備、交通ビッグデータを活用した事故リスク分析とこれに基づく
7 新たな事故対策技術の開発 等]
- 8 ▶ 冬期道路交通の安全性確保の推進
9 [関係機関間の連携による除雪体制の強化、情報提供の充実、路面凍結リ
10 スク予測等の技術開発 等]
- 11 ▶ 海上交通の安全性・安定性確保の推進
12 [港湾内の静穏度向上のための外郭施設の整備、航路埋没解消のための水
13 域施設の整備 等]
- 14 ▶ 航空輸送の定時性・安定性確保の推進
15 [冬期及び荒天時就航率の向上 等]

16 (人材育成)

- 17 ○ 地域の防災力強化を図るためには、住民自身による「自助」と地域コミュニテ
18 ィ等による「共助」の強化が不可欠であり、このため、防災意識の向上を始め
19 とする人材育成が必要。
- 20 ○ 災害の復旧・復興を始め、インフラの整備・維持補修に不可欠な存在である建
21 設事業者がその役割を十分発揮できるよう、担い手の育成、確保等の取組が必要。
22
- 23 ○ 北海道内の地方公共団体では土木系職員数が減少傾向にあることから、インフ
24 ラ老朽化対策の着実な推進を図るため、人材面での支援策を講じる必要がある。

25 ≪施策の方向性≫

- 26 ▶ 防災に関する住民意識の向上や地域防災を担う人材の育成
27 [地域における防災教育や防災訓練の充実 等]
- 28 ▶ インフラ老朽化対策に当たる地方公共団体に対する人材面での支援
29 [国及び地方公共団体の連携体制の構築、研修・講習会の拡充、専門家の
30 派遣 等]